

歴史に向きあい、語りあうために

歴史修正主義を考える

牛村 圭

安保法案論争に垣間見られるもの

第二次安倍晋三内閣が発足してすでに三年以上の月日を閲した。歴代の総理経験者に比し、現総理は自国の近現代史への関心が極めて強い。昭和後期に政権の座に就き「戦後政治の総決算」を掲げる一方、歴史に関する発言で時折物議を醸した中曽根元総理以上と思われる。そういう安倍内閣に保守論壇の多数派が望んだものに、従軍慰安婦の強制連行問題の決着や、占領下で成立した日本国憲法が規定する専守防衛という国防の枠組みの積極的再検討があった。前者については、発端となる強制連行記事をかっつて報じた『朝日新聞』が、一昨年夏、報道内容の虚偽について謝罪したことで保守派はひとまず溜飲を下げることを得た。もうひとつの課題は、安全保障関連法案の成立と施行（平成二八年三月二九日）をもって、進み出すこととなった。安全保障関連法案の是非をめぐる、国民の間で議論が沸騰した。とりわけ反対派が展開する批判に注目

すると、そこには戦後日本の戦争への理解や認識の諸相が見てとれるように思えた。安保法案は戦前の徴兵制に直結する、という批判は、子を持つ母親に訴えながらも、政府側の丁寧な説明によりの射ていないことはすでに証された。その一方、安保法案は戦争法案であるとの指弾は、いまなお根強く、野党による安倍内閣批判の常套句と化している感がある。戦争法案だ、いやそれは甚だしい誤解だ、という議論の応酬が一体何回国会で、あるいは政治討論番組で、繰り返されてきていることが。そして、この論戦を眺めると、安保法案の賛成派批判派、その双方に共通して見てとれる議論の前提・認識があることが分かる。それは、戦争を悪しきものとして捉える姿勢である。

「戦争犯罪」とは「戦争は犯罪である」の意にあらず

戦争に対するこの見方は、いまや国民の大多数が憲法九条のもとでの戦後教育を受けてきた世代のため、というよりも、戦争そのものを絶対悪と捉えようとする、人としてのごく自然な気持ちの発露によるものと思う。本誌前号に掲載された宗内敦教授の論考「戦争は、人類『究極の敗北』の基調に通じるものがある。だが、「戦争は悪である」から一歩進めて「戦争は犯罪である」と言い切ってしまうのは、一九世紀から二〇世紀にかけての世界の歴史を深く解することはかなわない。他者との対話という舞台から無意識のうちに退き、以後は独白の展開に終始することになりかねない。

昭和三（一九二八）年、パリで締結された不戦条約（「戦争放棄ニ関スル条約」）は、国家の政策の手段としての戦争の放棄と国際紛争の平和的解決を規定した。背景には、空前の総力戦となった第一次世界大戦

がもたらした惨禍があった。もっとも、条約加盟国は原則として自衛権を保持することが交渉の過程で確認されており、また自衛に相対する「侵略」の定義を欠いていたため、以後の戦争の抑止に効力を発揮するとはなかった。

ここで、占領下の日本で耳目を引いた「戦争は犯罪にあらず」という主張の事例を紹介してみたい。昭和二一（一九四六）年五月一日、開廷五日目をむかえた極東国際軍事裁判（東京裁判）において、ベン・ブリス・ブレイク二弁護人は、要旨以下のように発言した。戦争は犯罪ではない、戦争に関し国際法の法規があるのは、国家利益の追求の為に行なう戦争は合法とみなされているからだ。・戦争が合法である以上、戦争での殺人は合法的な殺人に他ならない。もし、真珠湾攻撃によるキッド提督の死が「殺人罪」にあたるならば、原爆投下を計画し、命じた者の名を挙げる事ができる。その者たちは「殺人罪」を意識していたか？いや、戦争が合法ということ意識はしていなかった。・原子爆弾のような戦争に関わる国際法規で禁止されている武器により一般市民を殺傷した連合国に裁く権利はあるのか？

ブレイク二の発言がとりわけ注目されたのは、占領下の日本で批判がタブーであった原爆投下を、この国際法廷で取りあげ、言葉を選びながらも批判したからだ。旧敵国の弁護人が果たして日本人被告を本気で弁護するのか、という被告弁護側にあつた不審の念を一掃するような鋭い論陣を張つたのだ。

少々説明を加えておく。第二次世界大戦当時、「ハーグ陸戦法規」（一八九九年）や「ジュネーブ条約」（一八六四年）といった戦争に関わる国際法規は存在していた。そこには毒ガスのような化学兵器使用の禁止、軍事施設ではない住宅地等への爆撃の禁止、非戦闘員である一般住民殺戮の禁止、戦時捕虜は虐待せずに保

護しなければならないという定め、等の規定があつた。こういう国際法規に違反すれば、戦争に関わる法律違反として、「戦争犯罪」を犯した者、つまり「戦争犯罪人」として、処罰の対象となつた。さきの大戦中、日本政府には中立国を介して、「日本は、戦時捕虜の取扱いを定めた『ジュネーブ条約』を遵守するか」という問い合わせが届いた。それに対し、日本政府は確答を避け、『ジュネーブ条約』を準用する「*mutatis mutandis*」との回答をおくつた。

一方、敵国の軍需工場や戦艦への空爆、通常兵器を用いての戦闘員同士の殺傷行為等は、戦争に関わる法規に違反しない合法的行為だつた。捕虜の試し切りは明白な戦争犯罪を構成したが、戦場で斬り合つて敵兵を殺害することは、違法ではなく友軍からは戦功とされた。「燈火ちかく 衣縫ふ母は」で始まる文部省唱歌「冬の夜」の歌詞には、「囲炉裏の端に縄なふ父は 過ぎしいくさの手柄を語る」とある。教科書初掲が明治末年ということから考えるに、父の立てた「いくさの手柄」は日清あるいは日露の戦役が舞台だつたであろうし、肉弾戦もまだ普通だつた時代を考えれば、その手柄の中味もおのずと想像できよう。平成の世に平和を享受できる幸せをありがたく思う一方で、戦争が日常にあつた戦前期を今日の尺度でのみ解釈し、「戦争＝犯罪」であると即断するのは避けるに如くはなし、と思われる。

revisionism の原義

ところで本稿冒頭で、現総理は歴史意識が強い政治家であると記した。その歴史認識は、戦後五〇年の節目に出された「村山談話」の克服を旨指すものと言われていた。もっとも、七〇周年の折に出された談話は、

日本の総理大臣として言わなければいけない要所を押さえ、村山談話から逸脱しないことを旨とする内容となっていたが。

安倍総理が内に秘めているはずの史観を念頭において、総理は歴史修正主義者だ、と非難する向きが野党側に強い。「修正」の語には本来無色透明どころか肯定的な含意さえあるはずなのに、ここでの「修正」の語には否定的な意味合いが看取され、正統派の歴史観を逸脱しようとしている者、の意で批判的に用いられているのは明らかである。政治家は、そしてジャーナリストは、歴史研究者である必要はない。しかし、歴史修正主義者だ、として首相を糾弾する議員やマスコミ人たちは、この「歴史修正主義」の原義を心得ているのだろうか。自分と相容れない危険な歴史観を抱き、披露しようとする者を、一刀両断に「歴史修正主義者」として糾弾するのは、歴史認識におけるラベリング作業の典型例そのものだろう。

試みに現在もつとも浩瀚な国語辞典である『日本国語大辞典(第二版)』にあたってみても、「歴史修正主義」あるいは「歴史修正主義者」の項は見当たらない。日本語の語彙としては、比較的新しいということが分かる。そこで、現代の用語を対象とした用語集を参照してみれば、たとえばウェブ上の辞典『デジタル大辞林』の「歴史修正主義」の項には、以下の記載があった。「歴史に関する定説や通説を再検討し、新たな解釈を示すこと。一般的な歴史認識とは異なる解釈を主張する人、またそうした言動を否定的にいう語」。首相は歴史修正主義者だ、と指弾するのは、この用法であることが直ちに分かる。

日本語語彙としての普及の歴史が浅いといつのであれば、おそらく海外発の語彙であるうと察しがつく。

『OED (Oxford English Dictionary)』で「修正主義」あるいは「歴史修正主義者」あたりの revisionism や revisionist

を見てみる(1)とすると、revisionism の第二の意味として、以下の説明があがっている。

a term used for a revised attitude to some previously accepted political situation, doctrine, or point of view... mostly U.S., a movement to revise the accepted versions of American history, esp. those relating to foreign affairs since the war of 1939-45.

従前受け入れられていた政治的な状況、教義、見解を見直すような姿勢に用いる語・・・大概は合衆国の用法で、従来一般に認められていた米国史の見方、とりわけ一九三九年から一九四五年の戦争「第二次大戦」以来の外交に関わる従来の見方、を見直すうとする動き。

英語では「歴史の」---historical---を付わす(1)と、revisionism と書けば、文脈から「歴史修正主義」ということは自明であること、そしてベトナム戦争のような戦後アメリカの外交政策に異を唱えるアメリカ人歴史家が revisionist と呼ばれている(2)ことを、この OED の記述は教えてくれる。

「歴史修正主義」という批判の契機

OED 記載の説明から revisionism の原義は確認できたものの、なぜ「歴史修正主義」といつ日本語に否定の含意があるのかは判然としない。また、一寸考えてみると気付くのは、アメリカの revisionist は政府の

政策に批判的な立場を特徴とする一方、日本では歴史修正主義者は主に野党側やその支持者からの批判を受ける、という事実である。二分法で物事を割り切ることは避けたいものの、敢えて記すならば、アメリカの revisionist は政権批判派の「左」であり、わが国の歴史修正主義者は野党からの攻撃を受ける「右」とまとめてよいだろう。端的に言って、日本語の「歴史修正主義」も英語の“revisionism”も、大勢の歴史の見方に異を唱えるという特徴は共有しているので、批判するさいのラベリングとして用いられやすいという点 は同じながらも、向いている方向は逆ということになる。

では、一体いつ頃から「歴史修正主義」や「歴史修正主義者」といった表現が、論壇で目に留まるようになったのか。これには「歴史修正主義」批判論者の説明が、手がかりを与えてくれる。

「修正主義」というと、日本では「歴史修正主義」ということばがさかんに使われ、それは主としていわゆる「自由主義史観」の主張として登場している。その核心は、戦後日本の歴史教育は「東京裁判史観」「コミンテルン史観」「暗黒史観」「自虐史観」「反日史観」に毒されてきたもので、それを正すには「自国の生存権や国益追求の権利」をはっきりと認め、「自国の歴史に誇り」をもつ歴史教育をめぐさなければならぬというものである。

尹健次「韓国に『修正主義』はあるのか」(歴史学研究会編『歴史における「修正主義」』青木書店、二〇〇〇年所収)

一九九〇年代半ばの、藤岡信勝東京大学教育学部教授(当時)が主宰する「自由主義史観研究会」提唱の

「自由主義史観」の登場がきっかけだった、と読める内容である。この研究会は『産経新聞』に「教科書が教えない歴史」を連載し、その後間もなく藤岡は、独文学者であり文藝評論家として著名な西尾幹二たちと「新しい歴史教科書をつくる会」を設立、主張する史観を反映するような歴史教科書の刊行へと進んだ。これに対して、歴史学研究会に所属する研究者たちは、「自由主義史観研究会」や「新しい歴史教科書をつくる会」が主張する近現代史解釈は「通俗歴史主義」(岡部牧夫「歴史のなにを、どう修正するのか」、前掲書所収)であるとして、批判キャンペーンを展開した。

二一世紀への変わり目に展開された歴史をめぐるこの論争は、ジャーナリズムで大きく取りあげられた。「新しい歴史教科書をつくる会」が編集した教科書の採択率は低かったものの、同じ内容をもつ市販本や、西尾の『国民の歴史』はベストセラーになった。「自国の歴史に誇りをもつ歴史教育」に関心を示す国民が少なくないことの証左だった。武家で初めて征夷大將軍となったのは源頼朝であるという史実誤認(実際は木曾義仲)などはさほど話題とならず、もっぱら近現代史をめぐる論争は展開され、南京攻略時の「虐殺事件」を取りあげない記述などを念頭に「歴史の改竄」という批判も加えられた。十数年前の如上の経緯をふりかえるなら、あえて「歴史改竄」ではなく、英語に見られる revisionism に着想を得て「歴史修正主義」の語を、誰とはなくいつしか使い始めるようになったのではないか、これが「起源」ではないか、と推察している(以上の拙見への読者諸賢のご教示を冀す)。

歴史家とは誰のことか

「自由主義史観」や「新しい教科書をつくる会」の教科書をめぐっては、歴史解釈の当否だけでなく別の問題も提起されたように思う。それは、歴史を書く者の資格についてである。『新しい歴史教科書』の執筆者のなかには、坂本多加雄（政治学）や大石慎三郎（日本近世史）といった歴史分野ですでに業績ある研究者もいたが、藤岡や西尾のように歴史学以外の分野の執筆者が何人も名を連ねており、非専門家が歴史を書く、ということも争点となった。その批判の雰囲気は、月刊誌『諸君！』が平成一三（二〇〇一）年七月号で企画した「近・現代史を知る五〇〇の良書」という特集記事に寄稿した一〇〇人の一人である、政治評論家の次の文章に端的に表れている。

最近歴史家でもないのに通史を書いたり、通史の教科書を書いたりする向きが散見されますが、その畏れを知らぬ大胆不敵さと自信には驚嘆を禁じ得ません。

不可思議な文章と思う。「歴史家でもないのに通史を書く」とこの人は批判するが、そもそも通史の執筆が許される「歴史家」の資格とは何なのか。史学に関わる学科の卒業生、あるいは歴史学の博士号を有することがその「資格」なのか。もしそうならば、この批判者は文学部心理学出身ゆえ、政治評論を本業とする資格はない、と言えないだろうか。いや、自分は政治評論を数十年行ってきた「専門家」である、よって、政治評論を生業とする資格はある、との返答があるかも知れぬ、もつとも、最初は「素人」だったに違いないのだが。では、「専門家」とは何か？そして、歴史の専門家とはいかなる人物のことか？と続けて問

いかけてみたい思いを禁じ得ない。

人は、歴史を書いてこそ歴史家になるのである。史学専攻の大学院を出て大学教員をしても、歴史学関係の学会員であつても、書いた論文が修士論文一本だけでは、だれもその人を専門の歴史家とは認めまい。一方、物理学の学位を有する者であつても、通史を書く自由はあろうし、書き上げたその論考が史書として高い評価を受けるならば、歴史家と呼ぶのに相応しいだろう。世紀の変わり目に展開された日本の近現代史をめぐる論争は、わが国における過度の「専門家」信仰についても考えさせる機会を提供したのだった。

修正せぬ歴史修正主義者

歴史修正主義について、もう少し考えてみたい。歴史修正主義を批判する者は、歴史の改竄だ、戦前の皇国史観への回帰だ、などとして攻撃するが、私には、修正論者をとるアプローチにこそ問題があるのではないか、と思われる。学問の進歩に逆行しているように思えるからに他ならない。

スポーツの記録は、トレーニング法の進化と用具の向上により、格段に進歩を遂げてきている。五二年前の東京オリンピッククォーターメートル走では、アメリカのポブ・ヘイズ選手が追い風参考記録ながら準決勝で九秒九を記録し（決勝は一〇秒〇に終わった）、国立競技場に詰めかけた観衆を沸かせた。四年後、新しい競技場を舞台として開催される二度目の東京五輪では、優勝者は一体どのくらいの記録を打ち立てるのか興味ひかれるが、ヘイズの記録を下回することはまず考えられない。

スポーツの記録が進歩するのと同様、学問もまた進むことは自明だろう。明治の昔、加藤弘之が著した『人

権新説』は、ハーバード・スパンサー流の社会進化論を用いて天賦人權説を論駁しようとする試みであり、民権運動批判者の論拠の一つとなった。だが二一世紀の現在、その内容を真摯な学問として評価する者はいない。開明的な明六社に集う学者だった加藤が、保守反動の論者に転じた証左として参照する程度の書に堕ちてしまっている。

閑話休題。歴史修正主義者として批判される論者たちを見ていて時折不思議に思うのは、大勢を占める史観の見直しを求める「*revise*」を求め、あたりに、学問の進展によって新たな史実が発見され、その解釈がもはや適当ではないとされたはずの史書を自説の根拠として持ち出し、歴史の修正を要求していることである。たとえば、満州事変についてAという研究者はこのような見解を残している、として満州事変解釈の修正を求めるのだが、Aが見解を表す時点では判明していなかった史実が後日明らかとなり、それに基づけばAの解釈はもはや妥当性を欠くことになる。にもかかわらず、修正主義者とされる人たちはAの主張を聖典のごとく持ち出して、史観の修正を求めるのである。学問の進歩にともなって明らかにされた史料をもとにして、従前の歴史解釈の見直しを図ることこそ、ことばの真の意味での歴史修正主義ではなからうか、と思えてならない。

結びにかえて 「パール判決」の真の魅力

歴史修正主義者が、「修正」しなければいけない、と感じている日本の近現代史観形成に与った一因が、敗戦直後実施された対日軍事裁判である東京裁判にあることは明らかである。戦前戦中の日本の国家指導者

や高位の軍人たちの戦争犯罪を問う場として連合国が設置した法廷では、審理の過程で、訴追する検察側によつて出された証拠を通し、さまざまな史実が明るみに出された。一方、弁護側が、原告である連合国側の戦争犯罪 最たるものは原爆投下 に言及しようとする、それは本法廷の審理に無関係である、として却下されるのが常だった。こういう経過を経て、検察側が提出し法廷に採用された証拠に基づき、起訴状が対象とした昭和三（一九二八）年以降の日本史解釈が、国際法廷で次々と提示され、占領軍の言論統制もあつて批判を許さない史観として確定した。「正史」の地位を得るようになったのである。

よく知られているように、東京裁判では一名の判事中、七名が「多数派」を形成して公式判決の起草から確定までを行ない、残り四名の判事はそれぞれに「個別意見書」を提出した フィリピン判事は多数派だったが、公式判決より厳しい判決を望む旨の意見書を別途提出した。インド代表判事ラダノビート・パルの意見書は、「起訴状の意味において全被告は無罪」と判定し、注目された。パール自身が、個別意見書の冒頭にJudgmentと記したため、「パール判決」と通称されている。

パルの全被告無罪という判定は、公式判決が二五名の被告全員を有罪としたことと正反対だった。東京法廷が日本近現代史の公式見解を生み出したとするならば、それに抗する者は、「パール判決」の歴史解釈に目を向けるようになっていった。つまり、占領軍の歴史解釈に異を唱えようとする者の多くが、「パール判決」を「聖典」のごとく扱う契機がここにあった。そして、今日の歴史修正主義者の主張にも、頻繁にパルの名が登場するのを見て取ることができる。

法学者であつたパールは、滞日中、社交は一切辞し宿舎に閉じこもり、法廷に出された証拠類はもとより日

本に関係する多数の文献を渉猟した。こうして、「起訴状の意味において全被告は無罪」という結論にいたった。

「パル判決」は東京裁判終結の昭和二三（一九四八）年時点では、立派な「研究論文」になり得ていた。しかし、七〇年近くの時を閲した現在、歴史研究は進展し、パルが用いた史料以上の素材が供されている。今日から見れば限りある史料を基に書かれた「パル判決」の歴史解釈を用いて歴史の修正を要求することは、この七〇年間の学問の進歩を無視することにならないだろうか。「パル判決」を聖典視する歴史修正主義者の見解に出会うたびに、こういう思いを禁じ得ない。

だが、時の経過があっても失せない大きな魅力が、「パル判決」にはある。それは、「史料の読み方」を教えてくれる箇所であり、その一例を最後に紹介して稿を結ぶこととしたい。

検察側は、日本軍による残虐行為立証のため、多数の証拠を提出した。これについてパルは、「いたるところで行なわれた日本軍による残虐行為の類似性という事実から、このような共同謀議が存在していたということをわれわれ（判事団）に推定させようとした」と記した。類似の残虐行為の頻発は、軍や政府による残虐行為実施の共同謀議が発生の背景にあったからに違いない、という検察側の主張をパルは見て取った。以上を踏まえて次のように記した。

The similarities in the alleged atrocities may cut just the other way as well. It may as well indicate some common source shaping the allegations and evidence. The world is not quite unaware of some

baseless atrocity stories [sic.] designed to arouse animosities.

数々の残虐行為が類似しているという検察側の主張は、全く正反対の結論を導くことにもなる。法廷への申し立ておよび付されたその証拠が、実は共通の情報源に由来する、という可能性もある。敵意をかき立てるために考え出された事実無根の残虐行為の話は、人間の歴史を振り返れば、これまでなかったわけではない。

類似の残虐行為の存在を多数主張すると、実は同一の事例を言い替えているだけではないか、という解釈も可能だという主張である。そして、「敵意をかき立てるために考え出された事実無根の残虐行為」の事例として、南北戦争当時、南軍収容所の捕虜に加えられたという虐待の「実話」を列挙する。捕虜の首を切り落としフットボールのように蹴り飛ばした、負傷者を射撃の標的とした、下痢が蔓延した時でさえすし詰めの部屋から手洗いへ行くことを許さなかった、腐肉を食べさせた、収容所の窓から外をのぞいただけで射殺した、こういう事例をパルは引き、東京裁判に先立つ「人間の歴史」を紹介したのだった。

ちなみに、パルが依拠した南北戦争を扱う書は、William Best Hesseline, Civil War Prisons: A Study in War Psychology (The Ohio State University Press, 1930) W・B・ヘッセルタイン『南北戦争における捕虜収容所 戦争心理の研究』（未邦訳）だった。広範な読書量にも一驚するが、虚心に史料に向きあうその真摯な姿勢は、真の歴史家を思わせる。歴史修正主義者も、その批判者も、ともに範とすべき姿勢であらう。

<歴史に向きあい、語りあうために>